

# 試験業務受託サービス約款

## 第1条 (総則)

本試験業務受託サービス約款（以下受託約款という）は、お客様（以下お客様という）とオリックス・レントック株式会社（以下当社という）との間において、試験対象物の試験にかかる業務をお客様が当社に委託し、当社がこれを受託する契約（以下個別受託契約という）に適用されるものとします。なお、個別受託契約には、受託約款の各条項に定める他、別途当社がお客様に提示する試験センター利用規約（以下利用規約という）が適用されます。

## 第2条 (定義)

- 受託約款において、以下の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。
- ① 「試験センター」とは、試験対象物の環境試験、信頼性試験等の各種試験を行う当社の試験センターをいいます。
  - ② 「試験設備」とは、試験センター内の試験装置、検査装置、試験システム等の各種試験設備をいいます。
  - ③ 「試験対象物」とは、試験に供される物質、物品であって、お客様、当社が個別受託契約で定める試料をいいます。
  - ④ 「試験」とは、試験センターで試験対象物に対して行うことのできる環境試験、信頼性試験等の各種試験をいいます。
  - ⑤ 「試験業務」とは、試験対象物の試験にかかる業務をいいます。

## 第3条 (個別受託契約の成立)

- 個別受託契約の締結手続きは、以下のとおりとします。
- ① お客様は、試験業務を当社に委託することを希望する場合は、試験対象物、試験の内容、委託希望日時等の必要事項が記載された当社所定の「依頼書」を当社に対し交付します。
  - ② 当社は、前号のお客様の申込みを受け、お客様の依頼につき審査を行い、当社の審査条件に適合したときは、試験業務の内容（試験対象物、委託時期（期間）、使用する試験設備、試験の方法およびその詳細、手順等、以下同じ）につき、お客様と協議します。
  - ③ 前号のお客様、当社間の協議が調ったときは、当社は、個別受託契約の条件が記載された「見積書」および試験業務の内容が記載された「仕様書」をお客様に交付します。なお、「仕様書」は、前号の協議により、お客様が作成し、当社に交付することのできるものとします。
  - ④ お客様は、前号の見積書、仕様書記載の条件を承諾し、これにかかる個別受託契約の締結を当社に申し込む場合は、当社所定の「申込書」を当社に交付します。
  - ⑤ 当社は、前号の申込書記載の条件を承諾する場合は、「請書」をお客様に交付します。
- 2 前項第③号の見積書および仕様書に記載の試験業務にかかる個別受託契約は、当社が前項第⑤号に基づきお客様に対し「請書」を交付したときに成立するものとします。

## 第4条 (試験業務の委託)

お客様は、個別受託契約に従い、前条の仕様書（以下仕様書という）記載の試験業務を当社に委託し、当社はこれを受託するものとします。

## 第5条 (業務委託期間)

お客様が当社へ委託する試験業務の委託期間は、個別受託契約で定めた仕様書記載の期間とします。

## 第6条 (試験業務の履行場所および試験設備)

個別受託契約による当社の試験業務の履行場所は、当社の指定する試験センターとし、使用する試験設備は、仕様書に定める試験設備とします。

## 第7条 (試験対象物の受け渡し)

- お客様は、試験対象物につき、お客様自らの責任において、仕様書に定める日時までに、試験センターにおいて、当社に納入するものとします。当社は、試験対象物を受領したときは、遅滞無く試験対象物の状態、数量等について検査するものとし、その結果をお客様に通知します。なお、お客様は必要に応じ、当社が行う納入時の検査につき、当社に対して立ち会うことを依頼することができるものとします。
- 2 前項の検査において試験対象物の状態、数量等に減失、毀損または変質等が発見されたときは、当社は直ちにお客様に通知し、試験業務の履行の中止、継続等についてお客様、当社協議のうえ決定するものとします。
- 3 試験対象物の納入が遅れたときは、当社は、業務委託期間の変更についてお客様に対し申し出ることができるものとし、お客様は、これに応じるものとします。
- 4 前各項の試験対象物の受け渡しに要する費用については、すべてお客様の負担とします。

## 第8条 (試験業務の履行・完了)

- 当社は、前条第1項により試験対象物の引渡し完了したときは、仕様書に従い、善良なる管理者の注意をもって試験業務を履行するものとします。
- 2 前項より試験業務が完了したときは、当社は、当該試験業務の成果物を、仕様書に記載の方法により、お客様に対し引き渡すものとします。
- 3 お客様は、試験業務の変更、仕様書に記載のない業務、業務委託期間の更新、新たに生じた試験業務等について、これらを当社に依頼するときは、当該業務の履行について、別途当社と事前に協議をするものとし、当社の書面による承諾を要するものとします。なお、これら変更、追加の業務（試験業務であるか否かを問わない）にかかる対価は、次条に定める料金とは別に、当社所定の金額とし、お客様が負担するものとします。

## 第9条 (試験対象物の返還)

- 当社は、試験対象物をその試験業務完了後、試験センターにおいてお客様に返還するものとします。なお、特にお客様が希望し、当社が承諾したときは、お客様は、試験対象物のお客様の指定場所へ返還にかかる業務を当社に対し、依頼できるものとします。この場合、試験対象物の発送をもって、お客様への返還が完了するものとし、
- 2 仕様書に従い試験業務を行ったことに起因して、試験対象物に、変質、減失、毀損等が生じた場合であっても、当社はなんらその責を負わないものとします。
- 3 第1項の試験対象物の返還に要する費用については、すべてお客様の負担とします。

## 第10条 (対価)

試験業務の対価およびその支払い条件は、個別受託契約で定めるものとし、お客様は、当社の請求に従いこれを支払います。

## 第11条 (検収)

お客様は、第8条第2項による成果物の引渡しから7日以内に成果物の内容（試験結果）について自らの責任と負担において検査を行い、その内容に不備があった場合は、書面に当社に通知するものとします。この場合当社は、すみやかにその不備について調査し、修正の可否についてお客様に報告するものとします。この検査期間までに成果物の不備について、お客様から当社へ書面による通知がなされないときは、検査に合格したものとみなし、以後当社はお客様に対し、試験業務およびその成果物の瑕疵その他不備についてなんら責任を負いません。

## 第12条 (保証)

当社は、仕様書に従い試験業務を行うこと、試験業務により得られた結果が成果物の内容のとおりであることのみを担保し、当該試験の結果が、お客様の特定の目的に合致することについては、一切保証しません。

## 第13条 (試験結果の保存)

- 当社は、第11条によるお客様の検査合格後については、試験設備に記録またはその記憶媒体に保存されている試験結果（以下試験データという）を直ちに読み取り不可能な状態にしたうえで消去するものとします。ただし、お客様が希望し、個別受託契約でその期間を定めた場合は、当該期間に限り当社において保管することができるものとします。なお、本項により当社が一定期間の試験データの保管を保証するものではありません。
- 2 前項により試験データが当社に保管されている期間に限り、お客様は、成果物の再発行を当社に対して依頼することができるものとします。この再発行に要する費用は有償とし、その引渡し方法とともにお客様当社は都度協議のうえ定めるものとします。
- 3 当社は、第1項にかかわらず、当社が試験業務を行ううえで試験設備に当社がなした試験の手順、プログラミング等については、当社の試験業務にかかる記録として保存し、以後任意に使用することができるものとします。

## 第14条 (業務責任者)

お客様、当社は、個別受託契約において、試験業務の履行に係る責任者（以下業務責任者という）をそれぞれ定めるものとし、個別受託契約に基づき相手方への通知、依頼については業務責任者に対して行うものとします。なお、お客様および当社は、業務責任者を変更する場合には、事前に相手方に対し、書面に通知するものとします。

## 第15条 (試験業務の中止等)

- 天災地変、戦争、内乱、法令の制定または改廃、公権力による命令処分、電力会社による電力供給停止その他の当社の責に帰すことのできない事由による個別受託契約の履行遅滞もしくは履行不能について当社はなんら責任を負わないものとします。
- 2 前項の事由により当社が試験業務の履行を継続できないと判断した場合については、当社はお客様に対し通知のうえ、個別受託契約の全部または一部を変更または解除することができるものとします。これにより当社が個別受

託契約を解除した場合であっても、当社は、当該解除日までに試験業務の履行のうえを要した費用についてお客様に対し請求できるものとし、お客様は、第10条に定める支払い条件により当社にこれを支払うものとします。

- 3 お客様自らの責に帰する事由により個別受託契約が終了した場合は、お客様は第22条に準じて個別受託契約における対価を上限としてその損害を賠償するものとします。

## 第16条 (お客様の義務)

お客様は、試験対象物の性質、大きさ、重量、保管、取り扱いに関する安全衛生上の注意事項等について、予め当社に対し、これらの情報を提供するものとします。当社は、これにより試験対象物が当社所定の基準を逸脱すると判断するときは、当社は、その受領の拒否、個別受託契約の解除をお客様に対し申し出ることができるものとします。

- 2 お客様が前項の義務を怠ったことにより、当社または第三者に損害が生じた場合は、その責任をお客様が負うものとします。なお、当社が手順書に従い、試験対象物に対し振動、熱等の負荷をかける等の試験を行ったことに起因して何らかの事故が発生し、当社または第三者に損害が生じた場合も同様とします。

- 3 お客様が試験センターに立ち入るときは、都度当社の指示に従い、利用規約の他、セキュリティ規定、構内管理規定等の当社所定の諸規則を遵守するものとします。

## 第17条 (諸費用等の負担)

試験業務を履行するうえで試験設備の運転にかかる電気料金等その他の諸費用については、業務委託料金とは別にお客様が負担するものとし、お客様は、当社の請求に従いこれを当社に支払います。

## 第18条 (再委託)

当社は、お客様の事前の承認を得ることなく、試験業務の全部または一部を当社自らの責任と負担において当社の協力会社等の第三者（以下再委託先という）に再委託できるものとします。

2 前項にり当社が再委託先に再委託するときは、個別受託契約に基づく当社の義務と同等の義務を再委託先に履行させることをお客様に対し保証するものとします。

## 第19条 (守秘義務)

お客様、当社は、相手方の書面による承諾無くして、個別受託契約に関連して知り得た相手方固有の技術上、営業上その他業務の秘密に関し、第5条の業務委託期間中はもとより、その終了後も第三者に対し開示または漏洩してはならないものとします。なお、お客様および当社は、機密情報を相手方に開示する場合には、機密である旨の表示を行うものとします。

2 前項の規定は、次の各号に該当する場合は適用されないものとします。

- ① 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責めによらずして公知となったもの。
- ② 開示の時点で既に相手方が保有しているもの。
- ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したものを。
- ④ 相手方から開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

## 第20条 (契約の解除)

お客様が次の各号の一つに該当したときは、当社は、催告をしないで通知のみにより、個別受託契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、お客様は期限の利益を喪失し、受託約款および個別受託契約に基づく一切の金銭債務全額を支払い、当社になお損害があるときはこれを賠償するものとします。

- ① 対価その他の金銭債務の支払を一回でも遅滞し、または利用規約、受託約款および個別受託契約の各条項のいずれかにも違反したとき。
- ② 支払を停止し、または手形、小切手の不渡り報告があったとき。
- ③ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申し立てがあったとき。
- ④ 差押、仮差押、仮処分、その他類いの強制執行の申し立てがあったとき。
- ⑤ 監督官庁より営業停止、営業取消の処分を受けたとき。
- ⑥ 事業の休廃止または解散をし、もしくは、事業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき。

## 第21条 (禁止事項)

お客様は、当社の承諾なくして、受託約款および個別受託契約に基づく権利および義務の一部または全部を第三者に譲渡することはできません。

## 第22条 (損害賠償)

当社が、個別受託契約に違反していたことに起因して、お客様に損害を与えた場合、当社は、当該個別受託契約における対価を上限としてその損害を賠償するものとします。ただし、当社の賠償する損害は、直接損害に限られるものとし、間接的または派生的に発生した損害は含まないものとします。

## 第23条 (保険)

業務委託期間中の試験対象物に保険を付すときは、個別受託契約に定めるところによるものとします。

## 第24条 (消費税額、地方消費税額)

お客様は第10条による業務委託料、第17条による電気料金等その他の諸費用については、当社の請求時点の税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して当社に支払うものとします。

## 第25条 (支払遅延損害金)

お客様が個別受託契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、当社に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）による遅延損害金を支払います。

## 第26条 (裁判管轄の合意)

この契約に関する一切の紛争については、訴願のいんにかかわらず、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、お客様、当社は合意します。

## 第27条 (反社会的勢力の排除)

- お客様は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊犯罪能力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）
  - ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
  - ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
  - ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
- 2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ③ その他前各号に準ずる行為
- 3 お客様が前2項に違反したときは、第20条第1項第①号に該当するものとし、当社は、催告のみならず通知も行わず本契約の全部または一部を直ちに解除することができる。これによりお客様に損害が生じた場合にも、当社はなんら責任を負いません。

## 第28条 (その他)

個別受託契約に定めのない事項および解釈に疑義のある事項については、その都度お客様および当社は、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

第29条 (特約条項)

お客様、当社は、個別受託契約について、当社の見積書、仕様書または別途書面において特約を定めた場合は、その特約は個別受託契約と一体となり、個別受託契約を補充および修正することを承認します。

## 第30条 (受託約款の変更)

当社は、ホームページに受託約款を掲載することにより、必要に応じて随時その内容を変更することができるものとします。

2 前項より受託約款が変更された後にお客様が当社に個別受託契約にかかる申込書を交付したときは、お客様は受託約款の変更を承認したものとみなされます。

## 第31条 (付則)

受託約款は、2015年1月15日以降に締結される個別受託契約について適用されます。

以上